

(資料)

本多静六・森脇龍雄著『信州飯山城址公園改良案』(昭和二年六月飯山町役場発行)の現代語訳  
 Texts 'Translated into Modern Languages of "Proposed Improvement Plan in the Shinsshu-Iiyama Castle Ruins Park" in 1927

太田 千乃\* 北原 穂香\* 渡邊 ほのか\* 横関 隆登\*  
 Yukino OHTA\* Honoka KITAHARA\* Honoka WATANABE\* Takato YOKOSEKI\*  
 \*長野大学環境ツーリズム学部

## 【底本】

名称：『信州飯山城址公園改良案』

著者：本多静六・森脇龍雄著

刊行：昭和二年六月飯山町役場発行

項数：二十項

所蔵：東京大学大学院農学生命科学研究科森林風致計画学研究室

## 【作業方針】

見出しと全文を作成した。原本には図面を含むが、本稿には図面を掲載しない。見出しは全文から抽出した。書字方向は、原文のとおり縦書きとした。一行あたりの文字数は、本稿の様式に適合させ変更した。字体は、現代の常用漢字体に統一した。踊り字については、現代語に組み直した。現代的な読み易さを加味の上、語尾を簡素な表現に改めること、長文に句読点を付加すること、など修正を施した。明らかな誤植は正當な表現に訂正した。底本には本文中に図面も掲載されるが、本稿では現代語訳を意図するため、作業対象外とした。

## 【見出し】

諸言

第一 改良の大方針

## 第二 公園道路

(一) 自動車道路

(二) 廻遊歩道

(三) その他の歩道

〈イ〉、〈ロ〉、〈ハ〉、〈ニ〉、〈ホ〉、〈ヘ〉、〈注意〉

## 第三 各局部の特徴及び施設

(一) 本丸址及びその付近

(二) 二の丸址及びその付近

(三) 三の丸址及びその付近

(四) 花卉園(西の御屋形跡)

(五) 花卉園と〈イ〉の歩道との間の平地

(六) 果樹園

(七) 濠(養魚池)

(八) 菖蒲池

(九) 蓮池

(十) 運動場

## 第四 雑(その他の改良新設事項)

(一) 神櫻の井戸

(二) 茶店

- (三) 便所
- (四) 腰掛
- (五) 樹木植付
- (六) 芝生の手入
- (七) 風致林の手入
- (八) 雑草刈取り
- (九) 案内図
- (十) 厩箱
- (十一) 溝の掃除
- (十二) 照明設備
- (十三) 水栓
- (十四) 小学校運動場
- (十五) 愛樹愛園思想の鼓吹
- (十六) 保勝会
- (十七) 青年団

結び

【全文】

緒言

現在世界文化の大勢はすべての人が独立自強を標榜するに至つたことである。特にかの世界大戦の結果は国家としても個人としても各々独立自強のほかに頼るべきものがないことを自覚するに至つた。すなわち従来は資産、社会的名声、位階等に重きを置いたものが、戦後においてはそれが一変し、何事も自分自身の力で慮理して生きて行けなくなつた。特に最近の時代思潮は不労所得を忌み、勤労所得を謳歌するに至り、遊んで暮らすことが最も軽蔑され、働くことが最も尊ばれるようになった。つまり働かざる者は食うべからずで、働かない人は今日の社会には容れられない、つまり親譲りの財産を当てにせず、人の世話にもならず、各自自分で働いて生きていくこと、すなわち独立自強が今日の文化の大勢である。しかしてその独立自強には何よりも丈夫な身体が必要である。その必然の結果、健康

第一主義となり、名譽、富、學問よりも何ものより各人の健康第一におくことになつた。そうしてその健康第一主義の實現には十分日光を浴びること、不斷新鮮な空気を呼吸すること、新鮮な食物をうまく食うことの三点に帰着する。それには戸外生活の時間を多くし、働いたり運動したりして腹を減らし、飯をうまく食うよりほかに道はない。それなのに現代の都會の日常生活は全てがこれに矛盾する。されば人々は家庭にあつては少しでもこの目的を達するために、従来の鑑賞本位の庭園を実用本位のものとし、雨天のほかは全家族が庭で仕事し、庭で客に接し、各家庭の庭は戸外室または拡張されたる部屋として利用せらるるに至つた。また自分でこの戸外室を持つことのできない人々のために、共同の戸外室即ち公園が設けられることになつた。その他の人々でも暇あることに戸外の空気を慕い、公園に集まるようになったのである。それなのにその公園も今実の大都會では完全なものを造る余地がなくなつてきたので、都會生活者は勢い地方の小都會または農村、山村、海浜等にこれを求めるようになったのである。特に夏休み等を利用してこれらの地方に滞在し、心身を休養して健康を維持するを生じ、氣候良く空氣清浄な山村、海浜地方等が都會の保養所となり、これによつて地方が美化され整備されて、ついには地方文化の進歩ともなり、延いては一般國民が等しく文化に浴することになるというのが今日の世界の大勢である。この度に当たり、当飯山町が歴史的由緒ある飯山城址公園を計畫せられ、その改良案を私共に委嘱されたことは、実に時勢なる適応するお考と敬服かつ私共の光栄とする所である。それなのにかかる地方公園の設計、特に飯山城址のように由緒深き地の公園を改良設計するには、城址並みに付近の名勝、土蹟、記念物、天然の要素、伝説をはじめ、地方民衆の要求、人情、俗、習慣、政治、經濟、交通機關等の状態に関する該博なる知識を要するものであるが、私共は当地に初めて來れるので、これらの知識に乏しく、また調査の時日も少ないため、或は立案に全からざる点有、これかを恨る次第である。ただ幸いにもこれらの事情に精通せられた浅山正春氏、横田茂守氏、島津友之助氏等のご案内にご注意によつて二日間当城址を調査せる結果に基づき、ここに公園改良設計案を立てた次第である。

第一 改良の大方針

本公園改良の大方針は歴史的に有名な城址保存を主とし、その方針に戻らざる

範囲においてこれを美化し、便化し、以て飯山町の公園として一般民衆の遊覧、休養、娯楽、保健等の用に与へなせることである。従つて城址裏石が崩壊して旧位置の判然たる箇所はこれを復旧し、昔の濠も一部分これを復旧する。そして美化、便化に当たつては出来るだけ従来の樹木を利用し、新植樹木も主として昔からこの城に固有の樹種を用いることとする。公園内の道路は往時のものとかなり変化があるが、これを復旧するには多大の経費を要し、また現在のものでも公園として利用するにおいてはかえつて便なるものがあるため、差支えない限り現在のままとし、ただその改良すべきもののみこれを改良し、園内を廻遊するに必要な道路を新設することとする。

### 第一 公園道路

#### (一) 自動車道路

正面公園入口の橋を渡り、旧西の御屋形の麓に沿つて西より北に折れ運動場に至るもの。幅員二間半、但し橋より正面見附に至る直線道路は三間とし、この部分には両側に、その他の部分においては一方の側に櫻の並木を造る。この自動車道路は現在の道路を拡張すればよい。その路面は溝形とし、平地においては両側に、山腹においては山の方にのみV字形の排水溝を設ける。正面入口の橋は現在の木橋を廃し石又はコンクリートの反橋として欄干を付ける。池の先橋より内方正面の道の両側には各長さ六七間、奥行三間位の広場を設け、路面と引きならせる一面の芝生とし自動車の置場に当てる。なお運動場横にも約六間四方位の自動車置場兼自動車廻しを設ける。同様芝生とする。

#### (二) 廻遊歩道

正面入口の橋を渡り、その麓を起点として右に分れ園の外境に沿つて進み運動場東北側の道路に合し、更に北西方の境を廻遊して橋の左に至る新道を造る。幅員六尺ないし九尺。なお濠、菖蒲池、蓮池に沿ひたる部分には水面の側に、また蓮池と養魚池との間の部分には果樹園の側にモミジの並木を作る。樹間距離二間。

#### (三) その他の歩道

イ 正面見付にて自動車道路と分岐し、本丸址、二の丸址の西側を通自動車道路に合するものを幅員二間半ないし四間に改修する。即ち現在のものはその勾配急なる部分は著しく破損されているゆゑこれを修繕し、この部分には第一図の如

く直径三四寸位の九太材を用い階段となし、旁々土砂の流出するのを防ぐ。この部分は、不常は自動車を通さず、ただ特に必要な場合に限り通し得る程度に改修する。正面見付々近には一部分片側に櫻並木を作る。

ロ 正面自動車道路より分岐し、本丸址南側を通り菖蒲池の東北側を過ぎて廻遊道路に合する山腹沿邊道路(既設)は有効路面を三尺ないし五尺に拡張する。この道の両側は山腹の部分においてはクマザサを用いて縁を取る。

ハ 公園西北の入口より東南に進み自動車道路と交叉し、更に進んでイの歩道に合する直線道路(既設)は幅員三間ないし四間とする。この道路の両側には既に櫻が存在するも、更に補植し完全なる櫻並木を作る。なお道路の破損せる部分あるゆゑこれは修繕する。

ニ 蓮池の東南部巡り、廻遊道路と相待つて蓮池を一周し得る沿邊道路を新設して、その幅員を六尺ないし九尺とし、廻遊道路と同様水面に面した側に二間置きにモミジを植栽する。

ホ 運動場南西側において自動車道路と廻遊道路とを連絡するものを新設し、その幅員を六尺とする。

ヘ イの道路より分れて三の丸址に至るもの、即ちもとの扇坂(既設)の幅員を三尺ないし六尺に拡張する。

注意 自動車道路は最小限度九尺の有効路面を要し、また擦れ違うには二間中の有効路面を最小限とするも、その展さは必ずしも一定する必要はない。容易に出来る所はなるべく三間ないし四間に造るを便とする。特に歩道にあつては必ずしも一定の幅になすを要しない。工事の容易なる部分はなるべく広く造るを可とする。

### 第三 各局部の特徴及び施設

ある一つの公園が其の公園としての個性を示すべく顕著であるべきではあるが、自ら移り変わる風致に随ひ、地形に依りて、そこに生るべきものがなければならぬ。そうでなければ全園は単調に過ぎ興趣起らず、ついには行客の倦怠を招くに至るのである。即ち公園の各局部の有する地形、方位、地質等に順ひ、四季折々の天然の移り変わりに応ずるよう特徴を保たしむることが必要であつてしかもその特徴変化は常に統一に依つて自然美と調和し修飾され、かつ本公園の目的たる

民衆の野外における保健、慰安、教化の設備と両立しなければならない。

(一) 本丸址及びその付近

本丸址は本公園内最高の地で南方脚下には千曲川の清流を控へ眺望絶佳である。またここには葵神社があつて神施区ともいふべき部分である。現在はヒガンザクラが十数本散在するに過ぎないゆえ、更にヒガンザクラを六間位置の距離にあらく補植し、櫻樹の下は一面の芝生とする。社殿の後方には杉を植栽する。現在の鳥居は、将来は石造のものに代へ鳥居より社殿に至る間は幅員三間の鋪石道とし、その両側の燈籠と鳥居との間には現在の櫻に補植を行い、二本宛の櫻並木とする。また社殿前現在のイチイと略々同じ大きさのイチイをそれと対照の位置に植栽する。本丸前の道路より鳥居に至る石段の両側は芝を張り、その上端は石で止める。しかしてその両側には杉を補植する。(第一図)

なお本丸址に現在あるコブシの大木(周囲九尺、高さ十余間)は保護すべきである。

本丸址の東及び南部の見晴し良きところには腰掛を置く。但し眺望と見透しの為、その側の斜面の樹木の側枝を自然風に所々切り透す。

本丸址東南及び南面の斜面は風致林とし、ヤマザクラ二六分、ケヤキ六分、モチヂ二分の割合に補植し、北側の斜面のツタは保存するがよい。

西側の斜面及びその前の水道のある平地は現在そのまま櫻の林とし、雑草を綺麗に刈取る。この平地と本丸址との間には設計図の位置に丸太材の階段道を設ける。この平地の西方及び南方の斜面は現在の櫻をそのままとし、樹下の雑草を刈取り、ツツジを主としてボケ、ヤマブキ等を下木に植栽す。

なお本丸址北側及び東側の一部分、即ち二の丸址との境界の部分は単に石崖のみにて何の柵もなく、祭礼その他の群集する時は非常に危険である。これを防ぐ為、この部分には高さ一尺ないし一尺五寸位の間知状の自然石を崖端に沿つて五寸位置に一列に並べ、石崖の上端の石とコンクリートで融着させる。(第三図)

この石はなるべく石崖の石と同種のもので色も同様のを可とするが、若し新しい石を用ゐる場合には、フキの汁又はクルミの澁を塗れば古く見えるものである。

(二) 二の丸址及びその付近

二の丸址は本公園中民衆の慰安、娯楽、休養区とし最も適當した区域である。即ち祭礼、野外劇、講演会、音楽会、あるいは夏の情趣豊かな盆踊り、其他諸種の催し物の場所として利用するに相応しいところである。さればこの部分は一面の芝生とし、(クローバを混しても差支はない)その周囲にヤマザクラを植栽するに止める。しかしてヤマザクラはその花の季節がヒガンザクラより約一週間遅れるゆえ、本丸址の櫻をヒガンザクラとし、二の丸址の櫻をヤマザクラとする時は、春の花を樂しむ期間が長くなる訳である。現在はこの部分には他の種類の櫻も存在するが、将来はヤマザクラに変更するよう取扱ふべきである。なお現存のアカシアは伐採して根株を掘取り、松、杉は残して置く。

北隅にある忠魂碑の付近には現在の杉、松のほか、他の常緑樹を碑の後方に植えて背景を暗くする。

二の丸址と三の丸址との間は壘石を築き、往時の柵形を復旧し(南西の壘石高さ十三尺、東北の壘石高さ十一尺五寸)其間は石段を設け、二の丸址西隅の所に丸太材又は石にて階段を造り、(イ)の歩道から直ちに二の丸址へ出られる様にする、また二の丸址西北面の斜面は雑草を刈取り、現在の櫻樹の下草として一面にヤマブキを植栽しヤマブキの名所とする。東北面の斜面はヤマザクラ六分、モミジ四分を植栽し、下草としてヤマブキ、ツツジ、ノバラ等を植栽する。東南の斜面にはヤマザクラ六分、ケヤキ二分、モミジ二分、の割合に植栽する。

(三) 三の丸址及びその付近

三の丸址は、現在は畑地なるも将来はこれを果樹園にする。三の丸址の斜面は現在をその東隅の一部に杉林が存在するも、将来は西面及び北面の斜面をも杉林とし、更にこれを延ばして果樹園の上にも三列に杉を植栽し、(第四図)もつて冬季果樹園に寒風の当たるのを防ぐ。現在ある桐は伐採する。なお現在の杉林の東方にも新たに杉林を仕立てる。また三の丸址東南面の斜面にはヤマザクラ七分、モミジ三分を植栽する。

(四) 花卉園(西の御屋形跡)

西の御屋形跡は花卉園とする。花卉園は希望者に土地を無償で貸与し、花卉の栽培を行わせその販売も自由にさせる。最初の二三年は年に五拾円ないし百円位

の補助を与えるもよい。何度将来公会堂を設ける時にはこの花卉園の一隅をこれに当てる。花所園内には適当に路を設け、来園者の散策に便ならしめる。また一隅には仕事場、農具置場等も当然設けなければならない。現在この区域内に存在する民家及び湯屋は立退かせる。但し湯屋の立退困難なる場合にはその周囲に常緑植込を造り、これを隠蔽する標にする。花卉園南西面及び北西面の斜面の一部は雑草を刈取り一面にツツジを植栽してツツジの名所とする。また北西面の斜面の残りの部分には、ハギ六分、ツツジ二分、ボケ、野菊等二分を植栽し、ハギの名所とする。花卉園の周囲に現存する櫻樹はそのままとする。

#### (五) 花卉園と(イ)の歩道との間の平地

一帯の芝生とし、周囲にソメイヨシノを植栽して樹下に腰掛を置き、一隅に四阿を建てる。また花卉園の経営者をしてここに茶店を開かせる。あるいは茶店は花卉園の一隅に設けてもよい。その北西面の斜面はヤマブキを主としツツジその他を植栽し、二の丸北西面の斜面と共にヤマブキの名所とする。

#### (六) 果樹園

自動車道路と蓮池との間の部分、(現在ある桐は伐採)正面見付近、(ロ)の山腹歩道の北側の細長き土地、及び二の丸址、三の丸址と東南側の廻遊道路との間の部分は、三の丸址と共に果樹園とし、リンゴ、櫻桃、アンズ、梅、桃、柿、クルミ、ナツメ等を植栽する。ただし、正面見付近は特にアンズを主とした、アンズ、梅、桃の果樹園とし、春の花を以て公園入口の修飾に役立たしめる。

#### (七) 濠(養魚池)

正面入口の両側に濠を堀り、旧飯山城の面影を偲ばせると共に鯉、鯒等を放ちこれを養魚地として利用する。その構造は第五図に示す如くまず正面の入口道から約三尺退き一段低いところに櫻を列植し、それより更に三尺落して幅一間の芝生帯を濠の周囲に巡らしその上を自由に散歩出来る様にする、濠の側壁も芝留とし、水面は芝生帯から五寸下のところに来る様にする。水深は五尺ないし十尺、但し周囲一間幅の間は二尺ないし三尺とする。これは子供等の過まって落ちた時の危険を防ぐ為である。しかしてこの浅い部分には睡蓮を入れる。芝生帯へ降りる為には四ヶ所設計図の位置に、道路から丸太材の階段をつける。

#### (八) 菖蒲池

本丸址南側の山腹歩道と廻遊道路との間、現在の畑、水田を池とし、菖蒲を植栽する。山腹歩道南側の斜面は雑草を短かく刈る。

#### (九) 蓮池

西の御屋形跡の北西側の果樹園と廻遊道路との間、現在の水田を蓮池とする。蓮池は相当の収益あるものゆえ、まず希望者に土地を無償で貸し、将来利金が挙がる様になれば歩合で地代を納めさせるがよい。

#### (十) 運動場

現在の運動場を野球グラウンドとしても使用し得る様にする。これがためには現在のままでは狭い(野球規則に依れば木塁より周囲の包圍物又は見物席迄の最短距離は三川薪呎である)ゆえ、拡張する必要がある。即ち左右は廻遊道路のところまで拡張、東南側の溝はこれを廢する。また東北側は現在の構の線を設計図の如く変更し、溝際まで拡張する。この拡張する部分は現在には溝、水田、又は畑で、運動場の地面より一段低くなっているゆえこれを埋めるに相当の土が必要である。これは現在の運動場の表面の土を二寸ないし五寸型位取る時は、容易に得られる。なお運動場の周囲にはソメイヨシノを四間置位に植栽する。

#### 第四 雑(その他の改良新設事項)

##### (一) 神櫻の井戸

二の丸址西北面の斜面にある神櫻の井戸は破損せる部分を修繕し、傍に立札を立て来歴を示す。

##### (二) 茶店

公園内の茶店は自然に調和すべき建築物なることを希望する。その経営は花卉園の経営者をして行わせるとしても、町役場がその監督をなし、売品の定価表も人の見えるところに明示させる。

##### (三) 便所

便所は二ヶ所設ける。一つは運動場の西南隅に新設し、他の一つは花卉園上の茶店の便所を外からも入れる様にし、共同便所として公衆にも利用せしめる。便所の周囲は常緑樹で植込み、ただ立札によつてその位置を示すに止め、露わに見える様にする。

## (四) 腰掛

公園内休養設備として腰掛は重要なもの一つである。本園内においても本丸址東及び南側の櫻樹の下、二の丸址の見晴しき所、茶店の付近、(八)の歩道の両側櫻樹の下等すべて眺望、休養、思索に適する所には腰掛を設備して行客の便に供すべきである。しかして本園の如く自然式地方公園にあつては、その腰掛はなるべく素朴、野趣に富むものとすべきで、例えば丸太の上を平らにしたものや、自然石を腰の掛けられるよう少しばかり加工したものでこと足りるのである。

## (五) 樹木植付

本丸址、二の丸址、運動場周囲、道路沿いの部分等人の手に触れるところに新に植栽する場合には、あらかじめ植栽樹苗を他の畑で栽培し、高さ十尺以上、目通り周囲二寸以上の丈夫なものに育て、植穴を直径三尺位に深く掘り、堆肥、油粕等を加へて植付ける。

## (六) 芝生の手入れ

本丸址、二の丸址、運動場、濠の周囲、自動車置場等には野芝を一面に植え、現存する所はその手入れを行はなければならない。芝生は元来温帯、暖帯地方であれば植物の生育するいづれの土地にも生育するもので、最過の土壤は湿潤に過ぎず、しかもかなり湿気を有つて粘質土又は粘質の心土を少し混ぜた適当な湿潤壤土である。芝生が張付法、植付法等によつて作られたならば、管理手入れとしては雑草の駆除、芝刈り、施肥等を行はなければならない。即ち立派な芝生として置くには常に注意して芝生中に生ずる雑草を除去しないと、折角植付けた芝生も何時の間にか自然の雑草に占領せられてしまふ。次に土地が肥沃であれば芝は著しく繁茂し、其の結果日光や空気の流通不良となり、為に芝は自ら枯死することがあるので、年数回芝刈をする必要がある。即ち五月末、六月末、七月末、八月末の四回位鎌で刈ればよい。次に施肥としては二年目に一回行うのであるが、普通行われるのは智利硝石又は硫酸アンモニアで、これを三十倍位の水に薄めて如露で撒布する。

## (七) 風致林の手入

風致林内風致木の手入としては枯死木、瀕死木だけを伐採するに止め枝打は枯枝のみとし、見透しのために枝を伐る場合は普通庭木を剪定するに格好よく落

すのであるが、なるべく各樹種本来の樹形を現はさしむるのが自然の行き方である。しかして枝打した切口は通行の人から見えぬよう注意すべきである。なお風致林内の雑草は年三回刈取る。また林内の落葉はそのままにして置けばやがては腐朽して絶好の自然肥料となるものゆえ、芝地と道路の外は落葉掃除の要を認めない。

## (八) 雑草刈取り

現在園内には雑草が著しく繁茂せるも、これは一年に五回即ち五、六、七、八、九月の五ヶ月間毎月一回宛刈取る時は大抵綺麗になるものである。それ以後は年二三回雑草を刈取る。なお本園内にはニセアカシアの稚樹が多いが、これを根絶せしむるには根気よく手入れし出来得る限り根から掘取る様にすべきである。

## (九) 案内図

公園入口には彩色入りの公園案内図を掲げる。また本公園の絵葉書を作製して茶店で販売せしめる。

## (十) 屑箱

公園内適當の位置に屑箱を置き園内を清潔に保たしめる。

## (十一) 溝の掃除

本公園周囲の排水溝は綺麗に掃除し清潔にする。

## (十二) 照明設備

公園の夜間利用に便ならしむるためには照明設備が必要である。即ち日熟電燈五十ワット以上のもを甘間置位の距離に設備すべきであるが、差常り利用者の多い二の丸址、二の丸址に至る歩道、公園入口付近、蓮池、の周囲等にこれを設ける。

## (十三) 水栓

現在本丸址西の櫻樹林下に水道が来ているゆえ、これを利用して花卉園と二の丸址の一隅に水栓を設ける。花卉園のものは飲用及び花卉園用の両者に利用し、二の丸址のものは飲用のみに使用する。飲用水栓としては噴水式のものが多い。なお運動場には井戸があるゆえこれを利用して、運動者の手洗、足洗等の用に供する。

## (十四) 小学校運動場

現在公園入口の南西にある小学校付属の運動場は単に方形の広場に過ぎずして何の設備もないゆえ、ここに児童用の運動器具等を設備し児童園とする。なお樹木を多く植栽して緑化に努める。

## (十五) 愛樹愛園思想の鼓吹

小学校において樹木と人生とは密接なる関係のあることや、公園は民衆共有物なること等の講話をなし、児童に愛樹愛園の念を抱かしめる。

## (十六) 保勝会

本公園工事実施並に管理上地方有志、有力者で飯山保勝会を組織し、各委員は名誉職として本公園の完成に力を尽くし、併せて地方美化の任に当られんことを希望する。

## (十七) 青年団

当町には十二個の青年団を有するゆえ、これら青年団にも愛樹愛園の思想を鼓吹し、自発的に公園内に働いて修築、植栽、手入、掃除等に当らしむる。また五、六、七、八、九月の手入期には公園を十二区に分ち、各青年団の分担としてその手入、掃除に当らしめる。

## 結び

以上の改良案は飯山城址公園が将来において改良実施さるべき計画の概要である。しかも一時にこれを完成遷都するには多大の経費を要するゆえ、費用の許す範囲において着手し易き部分からこれを初め、漸次これが完成に努めるべきである。なお道路工事等の着手にあたってはさらに精細なる実測設計を要し、実行上局部的に多少の変更あるは地形その他によってやむを得ないが、その根本は本改良案によって行われんことを望むものである。しかして公園の工事実施、監督上、地方有志や熱心家、青年団、学校生徒等の助力、手伝いを得られるならば、その経費を軽減し得るのみならず、ひいては完成を早めることになり、なお将来の管理、維持の上にもこれら民衆の手によって成ったものは、この郷土の誇りとして好結果を納め得るものであることを特筆する次第である。(以上)

## 【後記】

当時の雰囲気を大切にしながら現代語訳をするのは難しかったが、どのよう計画が立てられ公園が改良されたのかを知ることができ、興味深かった。(太田) 昭和に造られたモノが現存して今も使われている背景には様々な案や計画があるのだと知り、それを読み解くのは大変だった。(渡邊)

細かな部分まで計画されており驚いた。ぜひ一度は訪れてみたい。(北原) 本稿の位置付けは、別稿「本多静六と関連する長野県内の公園・温泉地・風景地の計画書の目録および現代的価値」に記した。併せて参照されたい。(横関)